

国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程

制定 平成17年4月1日 17規程第7号

最終改正 平成31年3月19日 30規程第35号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 任期付職員俸給（第11条－第12条）
- 第2章の2 任期付職員基本年俸等（第12条の2－第12条の6）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 職責手当（第13条）
 - 第2節 超過勤務手当（第14条）
 - 第3節 通勤手当（第15条）
 - 第4節 寒冷地手当（第16条）
 - 第5節 単身赴任手当（第17条）
 - 第6節 資格手当（第18条）
 - 第7節 連携研究手当（第18条の2）
- 第4章 賞与
 - 第1節 業績手当（第19条－第21条）
 - 第2節 期末手当（第22条）
- 第5章 給与の特例等（第23条－第31条）
- 第6章 雑則（第32条・第33条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第42条の規定に基づき任期付職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の体系）

第2条 任期付職員の給与は、任期付職員俸給（以下「俸給」という。）、諸手当及び賞与とする。

2 前項の規定にかかわらず、プロジェクト型任期付研究員及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第4条の2第1項に規定する混合給与適用職員であつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第71条により任期付職員給与規程の適用を受けることとなった職員の給与は、任期付職員基本年俸（以下「基本年俸」という。）及

び諸手当とする。ただし、任期付職員就業規則第4条第1号ロに規定する者は、前項の給与の体系によることができる。

3 諸手当は、職責手当、超過勤務手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当、資格手当及び連携研究手当とする。

4 賞与は、業績手当及び期末手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 任期付職員が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

(俸給等の支給)

第4条 新たに任期付職員となった者には、その日から俸給又は第12条の4の月額基本給(以下「俸給等」という。)を支給する。

2 俸給等の額に変更が生じた者には、その日から新たに定められた俸給等を支給する。

3 任期付職員が退職(次項に規定する場合を除く。)又は懲戒解雇されたときは、その日まで俸給等を支給する。

4 任期付職員が死亡したときは、その月まで俸給等を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により俸給等を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その期間の現日数から任期付職員就業規則第22条第1号の休日(同条第2号から第4号までの休日と重なった場合は、第1号の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

6 給与は、その全額を通貨で直接任期付職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項本文の規定にかかわらず、労使協定に基づき、任期付職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第6条 俸給等の支給定日は、毎月18日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、支給定日が所定休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 職責手当、通勤手当、単身赴任手当及び資格手当は、俸給等の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給等の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 超過勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給等の支給定日に支給する。

4 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの俸給等の支給定日に支給する。ただし、俸給等の支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 連携研究手当の支給日は、国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21号。以下「人事規程」という。）第17条第2項に規定する部分在籍出向者の出向先の研究所以外の独立行政法人、国立大学法人その他の法人（以下「出向先機関」という。）から第56条の3の連携研究手当に相当する額が研究所に納付された日の属する月の翌月の俸給の支給定日に支給する。

6 業績手当及び期末手当は、6月30日と12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日が休日当たるときの支給日は、第1項ただし書の規定を準用する。

（給与の即時払）

第7条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職（前号に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、任期付職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 第13条、第14条、第23条、第26条、第26条の2、第28条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当（第13条第3項に規定する職責基本額に限る。）、寒冷地手当及び資格手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基本年俸を支給するプロジェクト型任期付研究員及び混合給与適用職員（以下「年俸制職員」という。）の勤務1時間当たりの給与額は、第12条の6の規定により算出した額とする。

（端数の取扱）

第10条 第4条第5項の規定による日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を

生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）、第13条第4項の規定による職責加算額及び第14条の規定により超過勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間の労働）の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、短従許可を受けて職務に従事しなかった時間数、託児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

第2章 任期付職員俸給

（俸給月額の設定）

第11条 俸給の月額は、任期付職員（年俸制職員を除く。以下この章において同じ。）の従事する研究業務等に基づき当該別表第1に掲げる任期付職員俸給表（以下「俸給表」という。）により決定された号俸の額とする。

（俸給月額の変更）

第12条 理事長は、任期付職員の研究業務等の実績からその能力の伸長が明らかに認められるときは、上位の号俸へ変更させることができる。

第2章の2 任期付職員基本年俸等

（基本年俸の額等の算出方法）

第12条の2 年俸制職員の基本年俸、月額基本給、特例支給及び勤務1時間当たりの給与の額の算出方法については、この章の定めるところによる。

（基本年俸の設定）

第12条の3 基本年俸の額は、別表第2に掲げる任期付職員基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）により決定された号俸の額とする。

- 2 基本年俸は、その者の職務内容、免許、資格及び研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号俸を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、基本年俸表に定める号俸の最高の号俸を超える額を基本年俸として支給することができる。
- 4 前2項の規定により支給される基本年俸の額は、年俸制職員の業績、勤務実績等を勘案し、変更することができる。

（月額基本給）

第12条の4 基本年俸の額を12で除して得た額を月額基本給とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、基本年俸の額を16で除して得た額を月額基本給として、支給することができる。
 - 一 雇用契約に別段の定めがある者
 - 二 職員就業規則第4条の2第1項に規定する混合給与適用職員

(特例支給)

第12条の5 前条第2項の規定により月額基本給を支給する者には、同項の規定により算出した月額基本給に2を乗じた額を、給与として、第6条第5項に規定する日にそれぞれ支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条の6 第9条第2項の勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸の額を12で除した額並びに職責手当(第13条第3項に規定する職責基本額に限る。)、寒冷地手当及び資格手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

第3章 諸手当

第1節 職責手当

(職責手当)

第13条 職責手当は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第2号の監督若しくは管理の地位にある任期付職員若しくは機密の事務を取り扱う任期付職員(以下「管理監督者等」という。)又は独立して職務を行うことのできる任期付職員及びこれに準ずる任期付職員に支給する。

2 職責手当は、職責基本額及び職責加算額とする。

3 職責基本額の月額は、職務における責任の程度及び職務の内容により次に掲げる額とする。

一 職群A(本部長、フェロー、領域長及び総合センター長の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 160,000円

第Ⅲ種 200,000円

第Ⅳ種 250,000円

第Ⅴ種 300,000円

二 職群B(副本部長の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 220,000円

三 職群C(研究拠点の所長、つくばセンター次長並びに参事の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

四 職群D(領域長補佐、総合センター長補佐、研究戦略部長、上席イノベーションコーディネータ、チーフパテントオフィサー及び首席評価役の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

五 職群E(研究部門長、研究センター長、地質情報基盤センター長、計量標準普及センター長、本部組織(評価部、イノベーション推進本部、環境安全本部、情報セキュリティ部

及び総務本部に限る。)の部長、監査室長、イノベーションスクール長及びT I A推進センター長の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

第Ⅴ種 190,000円

六 削除

七 削除

八 職群H (研究企画室長、総括企画主幹及び産業技術総括調査官の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

九 職群I (イノベーションコーディネータ及びパテントオフィサーの職にある任期付職員)

第Ⅰ種 110,000円

第Ⅱ種 125,000円

第Ⅲ種 150,000円

第Ⅳ種 160,000円

十 職群J (事業所長、次長、所長代理、事業所長代理、副スクール長、研究業務推進部長、審議役並びにT I A推進センターの副センター長及びユニット長の職にある任期付職員)

第Ⅰ種 110,000円

第Ⅱ種 125,000円

第Ⅲ種 135,000円

第Ⅳ種 150,000円

第Ⅴ種 160,000円

第Ⅵ種 160,000円

第Ⅶ種 170,000円

第Ⅷ種 190,000円

第Ⅸ種 200,000円

十一 職群K (ラボ長、副研究部門長、副研究センター長及び総括研究主幹の職にある任期付職員)

第Ⅱ種 110,000円

第Ⅲ種 125,000円

第Ⅳ種 140,000円

第Ⅴ種 150,000円

第Ⅵ種 150,000円

第Ⅶ種 160,000円

十二 職群L（首席研究員の職にある任期付職員）

第Ⅱ種 135,000円

第Ⅲ種 150,000円

十三 削除

十四 職群N（副ラボ長、ラボチーム長、連携研究ラボ長、副連携研究ラボ長、研究グループ長、研究チーム長、連携研究室長及び副連携研究室長の職にある任期付職員）

第Ⅰ種 70,000円

第Ⅱ種 90,000円

第Ⅲ種 100,000円

第Ⅳ種 110,000円

第Ⅴ種 115,000円

第Ⅵ種 125,000円

十五 職群O（ベンチャー開発・技術移転センター長、イノベーションスクールの事務局長、連携主幹、部総括、室長、総括主幹、計量研修センター長、所長補佐並びにチーム長及びステーション長の職にある任期付職員）

第Ⅰ種 60,000円

第Ⅱ種 70,000円

第Ⅲ種 70,000円

第Ⅳ種 80,000円

第Ⅴ種 90,000円

第Ⅵ種 100,000円

第Ⅶ種 110,000円

第Ⅷ種 125,000円

第Ⅸ種 135,000円

第Ⅹ種 150,000円

十六 職群P（企画主幹及び産業技術企画調査員の職にある任期付職員）

第Ⅱ種 70,000円

第Ⅲ種 80,000円

第Ⅳ種 90,000円

第Ⅴ種 100,000円

第Ⅵ種 110,000円

十七 職群Q（ベンチャー開発・技術移転センターの副センター長、室長代理、グループ長、グループ長代理、計量研修センターの副センター長、チーム長代理及びステーション長代理並びに主幹の職にある任期付職員）

第Ⅰ種 50,000円

第Ⅱ種 55,000円

第Ⅲ種 55,000円

第Ⅳ種	70,000円
第Ⅴ種	70,000円
第Ⅵ種	75,000円
第Ⅶ種	80,000円
第Ⅷ種	90,000円
第Ⅸ種	100,000円
第Ⅹ種	110,000円

十八 削除

十九 職群S (ラボ研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、主任研究員及び研究員の職にある任期付職員)

第Ⅰ種	15,000円
第Ⅱ種	20,000円
第Ⅲ種	35,000円
第Ⅳ種	50,000円
第Ⅴ種	60,000円
第Ⅵ種	70,000円
第Ⅶ種	90,000円
第Ⅷ種	125,000円

二十 職群T (主査の職にある任期付職員)

第Ⅰ種	15,000円
第Ⅱ種	20,000円
第Ⅲ種	27,000円
第Ⅳ種	37,000円
第Ⅴ種	44,000円
第Ⅵ種	50,000円
第Ⅶ種	70,000円

- 4 職責加算額は、主任研究員及び主任事務員、管理監督者等並びに任期付職員就業規則第21条に規定する裁量労働制による勤務をする職員（以下「裁量労働制職員」という。）に支給する。職責加算額の月額は、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額とする。なお、支給対象者のうち、管理監督者等以外の任期付職員に支給する職責加算額は、あらかじめ支給する超過勤務手当とみなす。
- 5 職群及び種別の適用は、理事長が決定する。なお、変更を行うにあたっては同様とする。
- 6 兼務を命じている場合にあつては、それらの職に係る職責基本額のうち最も上位の職責基本額を適用する。
- 7 職責手当を受ける任期付職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職責手当は支給しない。ただし、第24条第1項に適用される場合は除く。
- 8 一の給与期間の中途において、職責手当の有無が生じた場合、職群若しくは種別が変更となり職責基本額の月額が異なることとなった場合又は国立研究開発法人産業技術総合研究所

育児休業、介護休業等に関する規程（20規程第12号。以下「育児介護休業規程」という。）第12条の規定により育児短時間勤務を開始若しくは終了することにより任期付職員就業規則第18条に規定する所定労働時間に変更となり支給される職責手当の額が増額若しくは減額されることとなった場合は、第4条第5項の規定を準用する。

9 第4項の規定にかかわらず、職責加算額は、育児介護休業規程第12条の規定により育児短時間勤務をしている任期付職員（以下「育児短時間勤務任期付職員」という。）（管理監督者等である育児短時間勤務職員を除く。）には支給しない。

第2節 超過勤務手当

（超過勤務手当）

第14条 超過勤務手当は、職員給与規程第24条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員就業規則第22条」とあるのは「任期付職員就業規則第23条」と、同条第3項中「第21条第4項後段」とあるのは「前条第4項後段」と、「職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第5項中「育児短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務任期付職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3節 通勤手当

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、職員給与規程第32条から第45条までの規定を準用する。この場合において第32条第1項から第6項まで、同条第9項、第36条、第37条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条、第40条、第41条第1項、第2項及び第4項、第42条、第43条及び第45条第2項中「職員」とあるのは「任期付職員」と、第32条第2項及び第35条第1項中「育児短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務任期付職員」と、第32条第8項中「職員就業規則第11条第1項」とあるのは「任期付職員就業規則第12条第1項」と、第32条第9及び第40条中「職員就業規則第38条第1項」とあるのは「任期付職員就業規則第39条第1項」と、第40条第3中「同規則第56条」とあるのは「同規則第57条」と読み替えるものとする。

第4節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第16条 寒冷地手当は、職員給与規程第46条及び第47条の規定を準用する。この場合において、第46条及び第47条中「職員」とあるのは「任期付職員」と、第47条第1項の表の備考中「扶養親族（第22条第2項及び第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）」とあるのは「扶養親族（職員給与規程第22条第2項及び第3項に規定する扶養親族をいう。ただし、任期付職員（任期付職員就業規則第4条第5号に規定する博士型任期付研究員及び同条第6号に規定する地域型任期付職員を除く。）については、職員給与規程第23条第2項の規定による届け出は必要としない。）」と、第47条第2項第3号ニ中「職員就業規則第38条第1項」とあるのは「任期付職員就業規則第39条第1項」と、同項第3号ホ中「職員就業規則第56条第1項」とあるのは「任期付職員就業規則第57条第1項」と読み替えるものとする。

第5節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第17条 単身赴任手当は、職員給与規程第48条から第54条までの規定を準用する。この場合に

において、同規程第48条第1項及び第2項、第49条第1項及び第2項、第50条第1項及び第2項、第51条第1項、第52条第1項、第53条並びに第54条中「職員」とあるのは「任期付職員」と、第50条第3項中「新たに採用された職員」とあるのは「新たに採用された任期付職員」と、「期間の定めのある雇用契約を締結した職員（任期付職員就業規則第73条の規定により期間の定めのない雇用契約を締結した者を含む。以下「任期付職員」という。）」とあるのは「期間の定めのない雇用契約を締結した職員（以下「職員」という。）又は任期付職員」と、「任期付職員就業規則第12条第1号又は第3号（第76条において準用する場合を含む。）」とあるのは「職員就業規則第10条第3号又は任期付職員就業規則第12条第1号又は第3号（第76条において準用する場合を含む。）」と、「任期付職員としての在職期間中」とあるのは「職員又は任期付職員としての在職期間中」と、「国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号）第17条の規定により読み替えたこの規程第48条又は第50条第1項」とあるのは「職員給与規程第48条若しくは第50条第1項又はこの規程第17条の規定により読み替えた職員給与規程第48条若しくは第50条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6節 資格手当

（資格手当）

第18条 資格手当は、職員給与規程第55条及び第56条の規定を準用する。この場合において、第55条第1項及び第56条中「職員」とあるのは「任期付職員」と読み替えるものとする。

第7節 連携研究手当

（連携研究手当）

第18条の2 連携研究手当は、職員給与規程第56条の3の規定を準用する。

第4章 賞与

第1節 業績手当

（業績手当）

第19条 業績手当は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）第2条第1項第1号の規定による短期評価（以下「短期評価」という。）の結果に基づき任期付職員の業績を処遇に反映させるため、当該短期評価の次の年度の6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する任期付職員（人事規程第23条第1項の規定により休職にされている任期付職員（第24条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員、同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員及び育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある任期付職員以外の任期付職員を除く。）に、それぞれ基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職した任期付職員（次に掲げる任期付職員を除く。）についても、同様とする。

一 その退職した日において人事規程第23条第1項の規定により休職にされている任期付職員（第24条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員、同規則第39条第1項ただし書

の許可を受けている任期付職員又は育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある任期付職員以外の任期付職員であった者

二 その退職後基準日までの間において独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）の職員（ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける任期付職員としての在職期間を当該独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしている独立行政法人等であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該独立行政法人等を退職し、その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける任期付職員となった場合に、当該職員に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている独立行政法人等の職員に限る。以下この条、第22条及び第23条において同じ。）となった者

三 人事交流により引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）、地方公務員又はその他理事長が認める機関に使用される者（以下「給与法等適用職員」という。）（ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける任期付職員としての在職期間をそれらの者としての在職期間に通算することとしている機関であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該機関を退職し、その退職に引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった場合に、それらの者に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている機関に使用される者に限る。以下この条、第22条及び第23条において同じ。）となるために退職した任期付職員

2 その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して理事長が定める職務（第13条第3項に規定する職群Aから職群Oまでにある者の職務をいう。）にある任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち評価者が理事長である任期付職員の業績手当の額は、その任期付職員の基準日の属する年度の前の年度の短期評価に係る期間（以下「短期評価期間」という。）に属する3月31日における俸給及び職責基本額の月額合計額（以下「基準給与」という。）に、当該任期付職員の短期評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当を支給する者（以下「超過勤務手当支給対象者」という。）に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の225を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の250までの範囲内で、理事長が決定する。

3 前項以外の任期付職員の業績手当の額は、その任期付職員の短期評価期間に属する3月31日における基準給与に、当該任期付職員の短期評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の185（特定任期付職員にあつては100分の225）を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の200（特定任期付職員にあつては100分の250）までの範囲内で、理事長が決定する。

- 4 理事長は、前項に定める基礎額を任期付職員の属する組織の組織評価に基づき減額することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、理事長は、その任期付職員の業績が極めて顕著な場合にあつては、その任期付職員の第2項及び第3項に定める基礎額の100分の500までの範囲内で、業績手当の額を決定することができる。
- 6 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、短期評価期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に、2分の1を乗じて得た額を支給する。この場合において、当該短期評価期間に第21条の規定の適用を受けたことのある任期付職員又は当該短期評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に新たに採用された任期付職員若しくは給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となつた者にあつては、当該短期評価期間に属する4月1日から12月1日までの期間で勤務していなかった日は、勤務したものとみなして、次の表の勤務期間に算入することができる。

勤務期間	割合
12箇月	100分の100
11箇月以上12箇月未満	100分の95
10箇月以上11箇月未満	100分の90
9箇月以上10箇月未満	100分の80
8箇月以上9箇月未満	100分の70
7箇月以上8箇月未満	100分の60
6箇月以上7箇月未満	100分の50
5箇月以上6箇月未満	100分の40
4箇月以上5箇月未満	100分の30
3箇月以上4箇月未満	100分の20
2箇月以上3箇月未満	100分の15
1箇月以上2箇月未満	100分の10
1箇月未満	100分の5
零	零

- 7 前項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける任期付職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員及び同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員として在職した期間
- 二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員として在職した期間（短期評価期間に属する4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である任期付職員を除く。）
- 三 休職にされていた期間（人事規程第23条第1項第8号及び第9号の規定による休職の期間並びに次に掲げる期間を除く。）

イ 第24条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間のうち、第1号、第2号若しくは第4号から第8号までに掲げる期間又は休職の期間（第25条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の者から当該期間に係る業績手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

四 育児短時間勤務任期付職員として在職した期間から、当該期間に任期付職員就業規則第18条第2項に規定する育児短時間勤務の勤務時間を同条第1項に規定する1週間の所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間

五 第24条第1項の規定により給与を減額された期間

六 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間（健康管理要領（20要領第52号）第17条の規定により同要領別表第3に掲げる就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置を受けた期間を除く。）及び任期付職員就業規則第33条の規定に基づき、当該任期付職員が請求した期間（連続する最初の2暦日に係る期間を除く。）から任期付職員就業規則第22条に規定する休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が60日を超える場合は、その勤務しなかった全期間

七 育児介護休業規程第21条の規定による介護休業の申出をして勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が60日を超える場合は、その勤務しなかった全期間

八 育児介護休業規程第26条の2の規定による介護時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

九 育児介護休業規程第18条の規定による託児時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった期間

十 当該短期評価期間の全期間にわたって勤務した日がない場合は、前各号の規定にかかわらず、その全期間

8 短期評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に独立行政法人等の職員であった者からこの規程の適用を受ける任期付職員となった者又は給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者の第6項に規定する勤務期間には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入することができる。

9 第2項の特定任期付職員に該当するかどうかはその特定任期付職員の短期評価期間に属する3月31日における第13条第3項に規定する職群により決定する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に任期付職員就業規則第57条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した任期付職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せ

られた者

(業績手当の特例)

第21条 それぞれの基準日に在職する任期付職員（人事規程第23条第1項の規定により休職にされている任期付職員（第24条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員、同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員及び育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある任期付職員以外の任期付職員を除く。）のうち、第20条の規定による業績手当が支給されない任期付職員については、それぞれ基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に次項の業績手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した任期付職員への支給については、第20条第1項の規定を準用する。

2 前項の業績手当の額は、特定任期付職員のうち評価者が理事長である任期付職員については、それぞれその基準日現在（退職した任期付職員にあっては、退職した日現在）において受けるべき基準給与に、当該基準日現在において任期付職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に、100分の112.5を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された任期付職員以外の者にあつては、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。

3 前項以外の任期付職員の業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した任期付職員にあっては、退職した日現在）において任期付職員が受けるべき基準給与に、当該基準日現在において任期付職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に、100分の92.5（特定任期付職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された任期付職員以外の者にあつては、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。

4 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30

1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

5 理事長は、人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職し、かつ、引き続いて任期付職員となった者のうち、その退職の日以前の任期付職員としての在職期間における最後の短期評価期間の短期評価の結果に基づく業績手当の支給を受けていない者については、当該短期評価の結果を勘案し、本条の業績手当の額を第20条の例にならに変更することができる。

6 第19条第7項及び第8項の規定は、第4項の勤務期間について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる読み替える規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第7項本文	前項	第4項
第19条第7項第2号	短期評価期間に属する4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である任期付職員を除く。）	当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である任期付職員を除く。）
第19条第7項第6号及び第7号	60日	30日
第19条第7項第8号	60日	30日
第19条第7項第9号	60日	30日
第19条第8項	短期評価期間に属する12月2日から3月31日まで	基準日以前6箇月以内
第19条第8項	第6項	第4項

7 第2項及び第3項の特定任期付職員に該当するかどうかは、基準日（第2項及び第3項ただし書の規定の適用を受ける場合であって、その任期付職員が基準日の属する年度の前の年度の3月31日に在職していた場合は、当該3月31日）における第13条第3項に規定する職群により決定する。

- 8 前条の規定は、第1項の規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、前条本文中「前条」とあるのは「第22条」と読み替えるものとする。

第2節 期末手当

(期末手当)

第22条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する任期付職員（人事規程第23条第1項第1号、第1号の2及び第3号から第9号までの規定により休職されている任期付職員のうち給与の支払いを受けていない任期付職員（以下「無給休職者」という。）、同項第2号により休職にされた任期付職員（以下「起訴休職者」という。）、任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員、同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員並びに育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある任期付職員以外の任期付職員を除く。）に、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した任期付職員（次に掲げる任期付職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職した日において無給休職者、起訴休職者、任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員、同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員又は育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある任期付職員以外の任期付職員であった者
- 二 その退職後基準日までの間において、独立行政法人等の職員となった者
- 三 人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職した任期付職員

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130（特定任期付職員にあつては100分の110）乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職した任期付職員にあつては、退職した日）において任期付職員が受けるべき基準給与及び職責加算額又は超過勤務手当支給象者に係る超過勤務手当15時間分の合計額とする。
- 4 第2項の在職期間は、この規程の適用を受ける任期付職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 任期付職員就業規則第57条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている任期付職員及び同規則第39条第1項ただし書の許可を受けている任期付職員として在職した期間については、その全期間
 - 二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員として在職した期

間については、その2分の1の期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である任期付職員を除く。）

三 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間

イ 第25条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間のうち第1号、第2号又は第4号に掲げる期間又は休職の期間（第24条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

四 育児短時間勤務任期付職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

5 第20条第8項の規定は、第2項の在職期間に準用する。この場合において、同条第8項中「短期評価期間に属する12月2日から3月31日まで」とあるのは「基準日以前6箇月以内」と、「第6項の勤務期間」とあるのは「第2項の在職期間」と読み替えるものとする。

6 前項の期間の算定については、第4項の規定を準用する。

7 第2項の特定任期付職員に該当するかどうかは、第22条第6項に準じ、決定する。

第5章 給与の特例等

（給与の減額）

第23条 任期付職員が勤務しないときは、休日である場合、代休日を取得した場合、休暇（業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇を取得した場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合、任期付職員就業規則第31条及び同規則第33条から第38条までの規定により請求があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず兼業等規程第10条第2項及び第18条第2項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者等の給与）

第24条 任期付職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職（人事規程第23条の2第1項に規定する休職をいう。以下同じ。）にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 任期付職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間（人事規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。）が2年に達するまでは、俸給等及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 任期付職員が前2項以外の心身の故障で病気休職にされたときは、その休職の期間（人事

規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。)が1年に達するまでは、俸給等及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 任期付職員が人事規程第23条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 任期付職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。
 - 一 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
 - 二 人事規程第23条第1項第6号の規定により休職にされた場合で、任期付職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 休職者には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 7 第2項から第5項までの規定による俸給等の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(育児休業者の給与)

第25条 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている任期付職員は、育児休業期間中、給与を支給しない。ただし、業績手当及び期末手当の支給については、第19条から第21条まで及び第22条の規定の定めるところによる。

(育児短時間勤務の期間における給与の取扱い)

第25条の2 育児短時間勤務任期付職員の俸給等は、第11条の規定により決定された号俸の額(年俸制職員にあつては第12条の4の月額基本給)とし、その支給においては算出率を乗じて得た額に減額して支給する。

- 2 育児短時間勤務任期付職員の職責手当は、第13条3項に規定する職責基本額及び同条第4項に規定する職責加算額の月額とし、その支給においてはそれぞれ算出率を乗じて得た額に減額して支給する。

(託児時間の期間における給与の取扱い)

第26条 育児介護休業規程第18条の規定により託児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 託児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護時間の期間における給与の取扱い)

第26条の2 育児介護休業規程第26条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 介護時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(復職時等調整)

第27条 理事長は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた任期付職員が復帰した場合の俸給月額(年俸制職員にあつては基本年俸の額)は、他の任期付職員との権衡を著しく失すると認められるときは、調整することができる。

- 一 研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において、当該任期付職員の職務に関

連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務に従事するとき。（次号又は人事規程第23条第1項第8号に規定する場合を除く。）

二 国、行政執行法人若しくは研究所と共同して行われる研究又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行なわれる研究に係る業務であつて、当該任期付職員の職務に関連があると認められるものに、研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において従事するとき。（人事規程第23条第1項第8号に規定する場合を除く。）

三 兼業等規程第2条第4号に掲げる役員等の職を兼ねる場合において、これらを兼ねることが同規程第5条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に掲げる基準のいずれにも該当し、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、任期付職員としての職務に従事することができないと認められるとき。

（介護休業期間における給与の取扱い）

第28条 任期付職員が育児介護休業規程第21条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第29条 任期付職員が任期付職員就業規則第39条ただし書の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

第30条 任期付職員が任期付職員就業規則第41条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

（俸給等の半減）

第31条 第23条の規定にかかわらず、任期付職員が病気休暇等（病気休暇及び次項に定める就業の禁止をいう。以下同じ。）により、第3項に定める勤務しない期間が90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の引き続き病気休暇等の日（1日の勤務時間の全部を勤務しなかった日に限る。）につき、俸給等の半額を減ずる。俸給等の半額が減ぜられた場合における賞与（基準日にこの条の適用を受けている任期付職員の賞与に限る。）の算定の基礎となる俸給の月額、当該半減後の額とする。

2 前項の就業の禁止は、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他人に感染のおそれが高いとして、任期付職員就業規則第61条に基づき命ぜられるものをいう。

3 第1項の勤務しない期間の日数の計算方法については、任期付職員就業規則第29条の2の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
任期付職員就業規則第29条の2第1項、第2項、第3項及び第4項	病気休暇を取得した	病気休暇等を取得した
任期付職員就業規則第29条の2第1項及び第2項	病気休暇連続取得日数は、	勤務しない期間は、
任期付職員就業規則第29条の2第2項及び第4項	病気休暇連続取得日数の期間	勤務しない期間
任期付職員就業規則第29条の2第2項中	病気休暇、	病気休暇等、
	合計日数とする。	合計日数（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇等の日（分を単位とする病気休暇等を含む。）及びその日から連続して取得した年次有給休暇又は特別休暇の日、代休日及び休日を除く。）とする。
任期付職員就業規則第29条の2第4項	病気休暇（分を単位とする病気休暇を含む。）	病気休暇等（分を単位とする病気休暇等を含む。）

4 月又は月の中途において俸給等の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給等は、当該給与期間の現日数から任期付職員就業規則第22条第1号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第6章 雑則

（職員の特例）

第32条 博士型任期付研究員及び地域型任期付職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員給与規程の規定の例による。

（規程の実施）

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（17規程第7号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（適用範囲に関する経過措置）

第2条 第1条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、この規程を適用する。

一 この規程の施行日前に、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条第1項第1号により任期を定めて採用された者であつて、従前の独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成16年法律第83号）附則第2条の規定により改正法上の職員となつた者

二 この規程の施行日前に、任期付研究員法第3条第1項第1号の規定により採用することを決定した者

2 前項第1号の者の給与については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行日の前日に受けていた俸給及び諸手当等を施行日において引き継ぐものとする。

（職責手当に関する経過措置）

第3条 次の各号に掲げる就業の場所に勤務する任期付職員については、第13条の規定にかかわらず次の表の職群及び種別の金額を適用する。ただし、平成13年4月1日以降新たに第1号の就業の場所に他の就業の場所から異動した者は、この限りでない。

一 北海道センター、東北センター、中国センター、四国センター及び九州センターに勤務する職員 補正2

二 東京本部及び臨海副都心センターに勤務する職員 補正3

	補正	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種
職群B	補正3		190,000								
職群C	補正2		135,000	135,000	135,000	135,000					
	補正3		180,000	180,000	180,000	180,000					
職群D	補正2		125,000	125,000	125,000	125,000					
	補正3		170,000	170,000	170,000	170,000					
職群E	補正2		85,000	95,000	105,000	115,000	125,000	135,000			
	補正3		130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000			
職群F	補正3		80,000	120,000	130,000	140,000					
職群G	補正3		130,000	140,000							
職群H	補正3		130,000	140,000							
職群I	補正2		75,000	85,000	95,000						
	補正3		120,000	130,000	140,000						
職群J	補正2	55,000	65,000	75,000	85,000	85,000	95,000	105,000	115,000		
	補正3	100,000	110,000	120,000	130,000	130,000	140,000	150,000	160,000		
職群K	補正2	45,000	55,000	65,000	75,000	85,000	105,000				
	補正3	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	150,000				
職群L	補正2		75,000	85,000							
	補正3		120,000	130,000							

職群M	補正2		55,000	65,000	65,000	85,000					
	補正3		100,000	110,000	125,000	130,000					
職群N	補正2	28,000	40,000	45,000	55,000	65,000	75,000				
	補正3	58,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000				
職群O	補正2		26,000	38,000	38,000	38,000	38,000	55,000	65,000	85,000	
	補正3		58,000	80,000	80,000	80,000	80,000	100,000	110,000	130,000	
職群P	補正3		58,000	80,000	80,000	80,000	100,000				
職群Q	補正2		20,000	26,000	20,000	26,000	32,000	38,000	38,000	38,000	55,000
	補正3		46,000	58,000	46,000	58,000	70,000	80,000	80,000	80,000	100,000
職群R	補正2		17,000	23,000	28,000	40,000	42,000	65,000			
	補正3		35,000	46,000	58,000	80,000	85,000	110,000			
職群S	補正2		16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	26,000	38,000	38,000
	補正3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	46,000	58,000	80,000	80,000
職群T	補正2		16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	28,000			
	補正3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	58,000			

(業績手当の基礎額の調整)

第4条 第19条第2項に規定する評価者が理事長である任期付職員の業績手当の額は、この規定にかかわらず、平成17年度はその任期付職員の業績及びその任期付職員の属する組織の組織評価に基づき理事長が決定する。

2 第19条第3項及び第21条第3項で定める基礎額は、それぞれの規定にかかわらず、平成27年3月31日までは当該基礎額に100分の93を乗じて得られた額とする。

3 第21条第2項ただし書に規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第21条第2項の額に基準日現在(退職した任期付職員にあっては、退職した日現在)において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分に100分の90を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第21条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第2項の額に第21条第3項の基礎額に100分の7を乗じて得られた額を加えた額とする。

5 第19条第3項に規定する職責加算額及び超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の額を算出するための勤務1時間当たりの給与額は、平成17年度は職員給与規程附則第2条により廃止された独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程(13規程第4号)第9条に規定する基準給与に第16条又は独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(16規程第37号)附則第3項又は附則第5項の寒冷地手当の月額を加えた合計額を平成16年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額を用いるものとする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第5条 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(16規程第37号)附則第2項第5号に規定する経過措置対象職員の寒冷地手当の支給については、第16条

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(経過措置)

第6条 任期付職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間は従前の例によるものとする。

附 則 (17規程第43号・一部改正)

この規程は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (17規程第85号・一部改正)

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 平成18年2月1日の前日において任期付職員俸給表に定める最高の号俸額を超える俸給月額を受けていた任期付職員の平成18年2月1日における俸給月額は、人事院規則9-116（平成17年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）第1条の例により算定した額とする。
- 3 この規程による改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第6条第5項の規定にかかわらず、この規程による改正前の給与規程（以下「旧給与規程」という。）第6条第5項の規定に基づき平成17年12月に業績手当を支給された任期付職員については、平成17年12月に支給された業績手当の額を新給与規程第19条第2項から第9項まで、第21条第1項から第6項まで、第24条第1項又は附則第4条の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき業績手当に相当する額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に業績手当として支給するものとする。
- 4 旧給与規程第6条の規定に基づき平成17年12月又は平成18年1月に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を平成17年12月又は平成18年1月に支給された当該給与の額から減じた額を、平成18年2月に支給する給与から減ずるものとする。
 - 一 俸給 新給与規程第11条又は第24条第1項から第5項までの規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき俸給に相当する額
 - 二 職責加算額 新給与規程第13条第4項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき職責加算額に相当する額
 - 三 超過勤務手当 新給与規程第14条又は第24条第1項の規定により算定される平成18年1月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額
 - 四 期末手当 新給与規程第22条第2項から第7項まで又は第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき期末手当に相当する額
- 5 旧給与規程第23条、第26条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定により平成17年12月又は平成18年1月に給与を減額して支給された任期付職員については、新給与規程第23条、第26条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に減額されるべき額に相当する額を平成17年12月又は平成18年1月に減額された額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に支給するものとする。

附 則 (18規程第25号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年7月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（以下「新給与規程」という。）第18条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(職責手当に関する経過措置)

第2条 新給与規程第13条第1項の規定により、職責手当の支給を受ける者のうち、次の各号に該当する者については、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月1日以降の職責手当の適用区分はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 平成18年7月1日以降新たに第3項第14号の職群N第V種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して3年を経過する日（以下「経過日」という。）の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月（経過日が月の初日であるときは、その日の属する月）より同職群第IV種を適用する。

二 平成18年7月1日から平成24年9月30日までの間に新たに第3項第18号の職群R第VII種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月より同職群第VI種（経過日の属する月の翌月が平成24年10月以降である場合にあっては、独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（24規程第47号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「平成24年10月改正給与規程」という。）第13条第3項第19号の職群S第VII種）を適用する。

三 平成24年10月1日以降新たに平成24年10月改正給与規程第13条第3項第19号の職群S第VIII種の職責基本額を適用した者（前号の規定の適用を受ける者を除く。）については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月より同職群第VII種を適用する。

附 則（18規程第34号・一部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(用語の定義)

第2条 この条から第7条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

二 新給与規程 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

三 平成21年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（21規程第43号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

四 平成24年4月改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一

部を改正する規程（24規程第19号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

五 旧俸給月額 旧給与規程別表任期付職員俸給表の各号俸の額（平成21年改正給与規程の施行の日において、同規程附則第3条第1項第3号に掲げる減額改定対象職員に該当する者にあつては、それらの額に100分の99.1を乗じて得られた額（それ以外の者にあつては、それらの額に100分の99.34を乗じて得られた額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）をいう。

六 新俸給月額 この規程による改正後の別表任期付職員俸給表の各号俸の額をいう。

七 平成24年改正俸給月額 平成24年4月改正給与規程別表任期付職員俸給表の各号俸の額をいう。

八 旧職責手当額 この規程による改正前の第13条第3項に規定する職責手当基本額をいう。

九 新職責手当額 この規程による改正後の第13条第3項に規定する職責手当基本額をいう。

十 基準日 平成18年4月1日をいう。

十一 暫定期間 平成18年4月1日から本規程の施行日の前日までの旧給与規程の適用を受けていた期間をいう。

十二 休職等期間 休職及び育児休業の期間をいう。

十三 就業の場所

ア つくばセンター、中部センター及び関西センター

イ 北海道センター、東北センター、四国センター、中国センター及び九州センター

ウ 東京本部、臨海副都心センター

（俸給月額の切替えに伴う経過措置）

第3条 基準日の前日から引き続き在職する任期付職員で、その者の受ける平成24年改正俸給月額と平成24年4月改正給与規程第13条第3項に規定する職責基本額の合計額が、基準日の前日の旧俸給月額と旧職責手当額の合計額に達しないこととなる任期付職員には、平成26年3月31日までの間、その差額に相当する額を俸給として支給し、旧職責手当額を支給する。

2 基準日の前日から引き続き在職する任期付職員で、その者の受ける平成24年改正俸給月額と平成24年4月改正給与規程第13条第3項に規定する職責基本額の合計額が、基準日の前日の旧俸給月額と旧職責手当額の合計額を超えることとなる任期付職員には、平成24年改正俸給月額と平成24年4月改正給与規程第13条第3項に規定する職責基本額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、基準日前に休職等期間がある任期付職員であつて、基準日以降に当該休職等期間を含む期間にかかる復職時調整をされた任期付職員については、前2項の規定を適用しない。

第4条 前条の場合において、同条第3項に規定する任期付職員については、同条の規定による俸給を支給される任期付職員との権衡上必要があると認められるときは、基準日の前日に復職時調整をされたものとした場合に旧給与規程第27条の規定の例により同日において受けることとなる俸給月額に相当する額を俸給として支給する。

第5条 第3条から第4条の規定による俸給の支給について、この規程による場合には他の任期付職員との権衡を著しく失すると認められるとき及びその他の特別の事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(暫定期間の給与の支給)

第6条 旧給与規程第6条に基づき、暫定期間に給与（住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当及び資格手当を除く。以下この条において同じ。）を支給された次の各号に掲げる任期付職員については、基準日以降に新給与規程で支給されるべき給与に相当する額から暫定期間に支給された給与の額を減じた際に追給額が生じた場合は、平成18年9月の俸給の支給定日に給与として支給するものとする。

一 基準日の前日から引き続き在職する任期付職員

二 基準日以降に新たに採用された任期付職員

(職責手当の経過措置)

第7条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における職責手当については、新給与規程第13条の規定にかかわらず次の表の任期付職員の区分欄の任期付職員及び就業の場所の区分に応じ、それぞれ同表の期間の区分欄に掲げる附則別表の職群及び種別の金額を適用する。ただし、同表に掲げる期間において、その期間の4月1日以降新たに第2条第十号イの就業の場所から他の就業場所に異動した者の職責手当については、この限りでない。

任期付職員の区分		期間の区分		
	就業の場所	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	平成20年4月1日～ 平成21年3月31日
基準日の前日から引き続き勤務する任期付職員	ア	附則別表1	附則別表1	附則別表1
基準日以降新たに採用となった任期付職員				
基準日の前日から引き続き勤務する任期付職員	イ	附則別表2補正2	附則別表3補正2	附則別表4補正2
基準日以降新たに採用となった任期付職員				
基準日の前日から引き続き勤務する任期付職員	ウ	附則別表2補正3	附則別表3補正3	附則別表4補正3
基準日以降新たに採用となった任期付職員				

附則別表 1

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群A		160,000	200,000	300,000	400,000	500,000					
職群B		220,000									
職群C		170,000	190,000	200,000	210,000						
職群D		170,000	190,000	200,000	210,000	210,000	210,000				
職群E		150,000	160,000	170,000	190,000	190,000	190,000				
職群F		125,000	135,000	150,000	160,000						
職群G		150,000	160,000								
職群H		150,000	160,000	170,000							
職群I		135,000	150,000	160,000							
職群J	110,000	125,000	135,000	150,000	160,000	160,000	170,000	190,000	200,000		
職群K	110,000	110,000	125,000	140,000	150,000	150,000	160,000				
職群L		135,000	150,000								
職群M		110,000	125,000	125,000	140,000						
職群N	70,000	90,000	100,000	110,000	125,000	125,000					
職群O		70,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	125,000	125,000		
職群P		70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	110,000				
職群Q	50,000	55,000	55,000	70,000	70,000	75,000	80,000	90,000	100,000	110,000	
職群R	15,000	35,000	50,000	60,000	70,000	90,000	125,000				
職群S	15,000	20,000	27,000	37,000	44,000	50,000	55,000	55,000	70,000	80,000	90,000
職群T	15,000	20,000	27,000	37,000	44,000	50,000	70,000				
職群U	15,000										

附則別表 2

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		227,500									
職群C	補E2		135,000	135,000	140,000	147,000						
	補E3		177,500	197,500	207,500	217,500						
職群D	補E2		125,000	133,000	140,000	147,000	147,000	147,000				
	補E3		177,500	197,500	207,500	217,500	217,500	217,500				
職群E	補E2		105,000	112,000	119,000	133,000	133,000	135,000				
	補E3		157,500	167,500	177,500	197,500	197,500	197,500				
職群F	補E3		132,500	142,500	157,500	167,500						
職群G	補E3		157,500	167,500								
職群H	補E3		157,500	167,500	177,500							

職群I	補E2		94,500	105,000	112,000							
	補E3		142,500	157,500	167,500							
職群J	補E2	77,000	87,500	94,500	105,000	112,000	112,000	119,000	133,000	140,000		
	補E3	117,500	132,500	142,500	157,500	167,500	167,500	177,500	197,500	207,500		
職群K	補E2	77,000	77,000	87,500	98,000	105,000	105,000	112,000				
	補E3	117,500	117,500	132,500	147,500	157,500	157,500	167,500				
職群L	補E2		94,500	105,000								
	補E3		142,500	157,500								
職群M	補E2		77,000	87,500	87,500	98,000						
	補E3		117,500	132,500	132,500	147,500						
職群N	補E2	49,000	63,000	70,000	77,000	87,500	87,500					
	補E3	76,000	97,500	107,500	117,500	132,500	132,500					
職群O	補E2		49,000	49,000	56,000	63,000	70,000	77,000	87,500	87,500		
	補E3		76,000	77,500	87,500	97,500	107,500	117,500	132,500	132,500		
職群P	補E3		76,000	87,500	97,500	107,500	117,500	117,500				
職群Q	補E2	35,000	38,500	38,500	49,000	49,000	52,500	56,000	63,000	70,000	77,000	
	補E3	54,500	59,500	61,000	74,500	76,000	82,500	87,500	97,500	107,500	117,500	
職群R	補E2		24,500	35,000	42,000	49,000	63,000	87,500				
	補E3		38,750	54,500	66,000	77,500	97,500	132,500				
職群S	補E2		16,000	18,900	25,900	30,800	35,000	38,500	38,500	49,000	56,000	63,000
	補E3		22,250	30,000	40,750	47,750	54,500	59,500	61,000	76,000	87,500	97,500
職群T	補E2		16,000	18,900	25,900	30,800	35,000	49,000				
	補E3		22,250	30,000	40,750	47,750	54,500	76,000				

附則別表 3

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		225,000									
職群C	補E2		136,000	152,000	160,000	168,000						
	補E3		175,000	195,000	205,000	215,000						
職群D	補E2		136,000	152,000	160,000	168,000	168,000	168,000				
	補E3		175,000	195,000	205,000	215,000	215,000	215,000				
職群E	補E2		120,000	128,000	136,000	152,000	152,000	152,000				
	補E3		155,000	165,000	175,000	195,000	195,000	195,000				
職群F	補E3		130,000	140,000	155,000	165,000						
職群G	補E3		155,000	165,000								
職群H	補E3		155,000	165,000	175,000							

職群I	補E2		108,000	120,000	128,000							
	補E3		140,000	155,000	165,000							
職群J	補E2	88,000	100,000	108,000	120,000	128,000	128,000	136,000	152,000	160,000		
	補E3	115,000	130,000	140,000	155,000	165,000	165,000	175,000	195,000	205,000		
職群K	補E2	88,000	88,000	100,000	112,000	120,000	120,000	128,000				
	補E3	115,000	115,000	130,000	145,000	155,000	155,000	165,000				
職群L	補E2		108,000	120,000								
	補E3		140,000	155,000								
職群M	補E2		88,000	100,000	100,000	112,000						
	補E3		115,000	130,000	130,000	145,000						
職群N	補E2	56,000	72,000	80,000	88,000	100,000	100,000					
	補E3	74,000	95,000	105,000	115,000	130,000	130,000					
職群O	補E2		56,000	56,000	64,000	72,000	80,000	88,000	100,000	100,000		
	補E3		74,000	75,000	85,000	95,000	105,000	115,000	130,000	130,000		
職群P	補E3		74,000	85,000	95,000	105,000	115,000	115,000				
職群Q	補E2	40,000	44,000	44,000	56,000	56,000	60,000	64,000	72,000	80,000	88,000	
	補E3	53,000	58,000	59,000	73,000	74,000	80,000	85,000	95,000	105,000	115,000	
職群R	補E2		28,000	40,000	48,000	56,000	72,000	100,000				
	補E3		37,500	53,000	64,000	75,000	95,000	130,000				
職群S	補E2		16,000	21,600	29,600	35,200	40,000	44,000	44,000	56,000	64,000	72,000
	補E3		21,500	29,000	39,500	46,500	53,000	58,000	59,000	74,000	85,000	95,000
職群T	補E2		16,000	21,600	29,600	35,200	40,000	56,000				
	補E3		21,500	29,000	39,500	46,500	53,000	74,000				

附則別表 4

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		222,500									
職群C	補E2		153,000	171,000	180,000	189,000						
	補E3		172,500	192,500	202,500	212,500						
職群D	補E2		153,000	171,000	180,000	189,000	189,000	189,000				
	補E3		172,500	192,500	202,500	212,500	212,500	212,500				
職群E	補E2		135,000	144,000	153,000	171,000	171,000	171,000				
	補E3		152,500	162,500	172,500	192,500	192,500	192,500				
職群F	補E3		127,500	137,500	152,500	162,500						
職群G	補E3		152,500	162,500								
職群H	補E3		152,500	162,500	172,500							

職群I	補E2		121,500	135,000	144,000							
	補E3		137,500	152,500	162,500							
職群J	補E2	99,000	112,500	121,500	135,000	144,000	144,000	153,000	171,000	180,000		
	補E3	112,500	127,500	137,500	152,500	162,500	162,500	172,500	192,500	202,500		
職群K	補E2	99,000	99,000	112,500	126,000	135,000	135,000	144,000				
	補E3	112,500	112,500	127,500	142,500	152,500	152,500	162,500				
職群L	補E2		121,500	135,000								
	補E3		137,500	152,500								
	補E2		99,000	112,500	112,500	126,000						
	補E3		112,500	127,500	127,500	142,500						
職群N	補E2	63,000	81,000	90,000	99,000	112,500	112,500					
	補E3	72,000	92,500	102,500	112,500	127,500	127,500					
職群O	補E2		63,000	63,000	72,000	81,000	90,000	99,000	112,500	112,500		
	補E3		72,000	72,500	82,500	92,500	102,500	112,500	127,500	127,500		
職群P	補E3		72,000	82,500	92,500	102,500	112,500	112,500				
職群Q	補E2	45,000	49,500	49,500	63,000	63,000	67,500	72,000	81,000	90,000	99,000	
	補E3	51,500	56,500	57,000	71,500	72,000	77,500	82,500	92,500	102,500	112,500	
職群R	補E2		31,500	45,000	54,000	63,000	81,000	112,500				
	補E3		36,250	51,500	62,000	72,500	92,500	127,500				
職群S	補E2		18,000	24,300	33,300	39,600	45,000	49,500	49,500	63,000	72,000	81,000
	補E3		20,750	28,000	38,250	45,250	51,500	56,500	57,000	72,000	82,500	92,500
職群T	補E2		18,000	24,300	33,300	39,600	45,000	63,000				
	補E3		20,750	28,000	38,250	45,250	51,500	72,000				

附 則（18規程第49号・一部改正）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（18規程第56号・一部改正）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（19規程第31号・一部改正）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（19規程第40号・一部改正）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（19規程第49号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下

「新給与規程」という。)第6条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)に基づき平成19年12月から平成20年2月に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、平成19年12月から平成20年2月に支給された当該給与の額を、それぞれ当該各号に掲げる額から減じた額を平成20年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新給与規程第11条又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき俸給に相当する額
- 二 職責加算額 新給与規程第13条第4項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき職責加算額に相当する額
- 三 超過勤務手当 新給与規程第14条又は第24条第1項の規定により算定される平成20年1月又は平成20年2月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額
- 四 業績手当 新給与規程第19条、第21条又は第24条第1項の規定により算定される平成19年12月に支給されるべき業績手当に相当する額
- 五 期末手当 新給与規程第22条又は第24条第1項から第3項の規定により算定される平成19年12月に支給されるべき期末手当に相当する額

第3条 旧給与規程第23条、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成19年12月から平成20年2月に給与を減額して支給された任期付職員については、新給与規程第23条、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に減額されるべき額に相当する額から平成19年12月から平成20年2月に減額された額を減じた額を、平成20年3月に支給する給与から減ずるものとする。

(給与に関する調整)

第4条 平成19年12月1日に在職する任期付職員については、社会一般の情勢との均衡を考慮し、それぞれ次の各号により算定する額を、平成20年3月の俸給の支給定日に支給する。

- 一 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年4月から平成19年11月までに支給された給与(職責基本額、超過勤務手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当及び資格手当を除く。以下この条において同じ。)の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定(ただし、第19条から第22条については旧給与規程の規定)を適用したとしたならば支給されることとなる給与との差額に相当する額
- 二 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年5月から平成19年12月までに支給された超過勤務手当の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定を適用したとしたならば支給されることとなる超過勤務手当との差額に相当する額
- 三 平成19年12月1日を基準日として、平成19年度人事院勧告における地域手当の平均改定額に16.475と給与法第11条の3第1項を任期付職員に適用したとしたならば地域手当の支給の対象となることとなる任期付職員の数に乗じて得た額を、在職する任期付職員の数に年間の月数を乗じて得た数で除して得た額に、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に任期付職員が職責基本額を支給された月数を乗じて算出した額

附 則 (20規程第7号・一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（20規程第38号・一部改正）

この規程は、平成20年7月11日から施行する。

附 則（20規程第44号・一部改正）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（20規程第59号・一部改正）

この規程は、平成21年3月15日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程第13条第3項第10号に規定する第IX種の金額及び附則別表1から附則別表4にそれぞれ規定する職群J第IX種のコは、平成20年4月1日から適用する。

附 則（21規程第14号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する賞与に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する業績手当については、第19条及び第21条の規定により算定される額に75分の70（特定任期付職員にあつては95分の85）を乗じて得た額とする。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

附 則（21規程第29号・一部改正）

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（21規程第43号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する賞与に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する業績手当については、特定任期付職員にあつては、第19条及び第21条の規定により算出された額に90分の95を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、「100分の130」とあるのは、「100分の125」とする。

第3条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧任期付職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 二 対象期間 平成21年4月1日から平成21年11月30日までの期間をいう。
- 三 減額改定対象職員 対象期間において、旧任期付職員給与規程別表任期付職員俸給表1号俸から7号俸まで号俸の適用を受けていた者以外の者をいう。
- 四 旧俸給 旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。

- 五 旧職責基本額 旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。
- 六 旧職責加算額 旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。
- 七 旧単身赴任手当 旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部改正する規程（21規程第42号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。
- 八 旧業績手当 旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。
- 九 旧期末手当 旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第22条及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第三号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、減額改定対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 二 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
- 三 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（22規程第6号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第55号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（22規程第110号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する賞与に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績手当については、第19条及び第21条の規定により算出された額に67.5分の65（特定任期付職員にあっては87.5分の85）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成22年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、「100分の137.5（特定任期付職員にあっては100分の117.5）」とあるのは、「100分の135（特定任期付職員にあっては100分の115）」とする。

第3条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧任期付職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 二 対象期間 平成22年4月1日から平成22年11月30日までの期間をいう。
- 三 調整対象職員 対象期間において、旧任期付職員給与規程別表任期付職員俸給表の適用を受ける者をいう。
- 四 旧俸給 旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。
- 五 旧職責基本額 旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。
- 六 旧職責加算額 旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。
- 七 旧単身赴任手当 旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部改正する規程（22規程109号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。
- 八 旧業績手当 旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。
- 九 旧期末手当 旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第22条及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第3号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 二 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 三 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（23規程第10号・一部改正）

この規程は、平成23年4月15日から施行する。

附 則（23規程第36号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年3月31日から施行する。ただし、第13条第3項第7号、第16条、第19条第7項第6号、第22条第1項各号列記以外の部分、第23条第1項、第24条第1項から第3項、第31条及び第33条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 前条ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、職責手当、寒冷地手当、業績手当、期末手当、給与の減額、退職者等の給与、俸給の半減及び任期付職員の特例に関する事項については、なお従前の例による。

（俸給の半減に関する経過措置）

第3条 改正後の第31条の規定に関わらず、第1条ただし書に規定する施行日の前日から引き続き病気休暇等を取得している任期付職員の俸給の半減については、なお従前の例による。

附 則（24規程第18号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（用語の定義）

第2条 この条から第4条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧任期付職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 二 平成18年改正任期付職員給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第34号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 三 特例期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間をいう。
- 四 支給減額率 特例期間において、その適用される号俸が次の表の号俸欄の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合をいう。

号俸	割合
1～18	100分の7.77
19～43	100分の9.77

- 五 対象期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。
- 六 調整対象職員 対象期間において、旧任期付職員給与規程別表任期付職員俸給表1号俸から18号俸まで号俸の適用を受けていた者以外の者をいう。
- 七 旧俸給 旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。
- 八 旧職責基本額 旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。
- 九 旧職責加算額 旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。
- 十 旧単身赴任手当 旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（22規程109号）による改正前

の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。

十一 旧業績手当 旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十二 旧期末手当 旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。

（給与の減額支給に関する特例）

第3条 特例期間における任期付職員に対する給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減額して支給する。

一 俸給 当該任期付職員が受けるべき俸給（平成18年改正任期付職員給与規程附則第3条による俸給を含み、当該任期付職員が第31条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給（同条の俸給を含む。）をいう。以下同じ。）に、当該任期付職員に適用される支給減額率を乗じて得た額

二 職責基本額 当該任期付職員の職責基本額の月額に100分の10を乗じて得た額

三 業績手当 当該任期付職員が受けるべき業績手当の額（前二号の規定の適用がないものとして算出された業績手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額

四 期末手当 当該任期付職員が受けるべき期末手当の額（第1号及び第2号の規定の適用がないものとして算出された期末手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第4条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第22条及び前条第4号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

二 調整対象職員（平成23年6月1日又は平成23年12月1日において調整対象職員であった者のうち、平成24年6月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成23年6月又は平成23年12月に旧業績手当及び旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。以下この号において同じ。）が平成23年6月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに調整対象職員が平成23年12月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（端数計算）

第5条 前二条により給与の支給において減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（24規程第47号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（24規程第61号・一部改正）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（25規程第10号・一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（25規程第33号・一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（26規程第5号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第70号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年2月6日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「新任期付職員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新任期付職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成27年2月1日以降に在職する任期付職員であって、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「旧任期付職員給与規程」という。）に基づき平成26年4月から平成27年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成27年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新任期付職員給与規程第11条又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新任期付職員給与規程第13条第4項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 超過勤務手当 新任期付職員給与規程第14条又は第24条第1項の規定により算定される平成26年5月から平成27年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成26年5月から平成27年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 四 通勤手当 新任期付職員給与規程第15条の規定により準用する職員給与規程第32条第2項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき通勤手当に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に旧職員給与規程第32条第2項の規定により支給された通勤手当に相当する額を減じた額
- 五 業績手当 新任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び附則第4条の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者及び任期付職

員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び附則第4条の規定により算定した額を支払ったものとみなした額)を減じた額。この場合において、第19条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の190」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、「100分の175」とあるのは「100分の190」と、第21条第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と読み替えるものとする。

六 期末手当 新任期付職員給与規程第22条又は第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 平成27年2月1日以降に在職する任期付職員であって、旧任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成26年4月から平成27年1月までの間に給与を減額して支給された任期付職員については、新任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成26年4月から平成27年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成27年2月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成27年2月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは「平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までに在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成27年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成27年2月1日に、任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第83号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(単身赴任手当の月額に関する特例)

第2条 第17条の規定により準用する改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程(17規程第6号)第49条第1項に規定する単身赴任手当の月額30,000円は、同項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間は、26,000円とする。

(業績手当の基礎額の調整)

第3条 第19条第2項又は第21条第2項に規定する評価者が理事長である任期付職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の82を乗じて得られた額とする。

2 第19条第3項又は第21条第3項で定める基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の85を乗じて得られた額とする。

3 第21条第2項ただし書に規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第1項の額に第21条第2項の基礎額に100分の18を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第21条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第2項の額に第21条第3項の基礎額に100分の15を乗じて得られた額を加えた額とする。

附 則（27規程第72号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第92号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「新任期付職員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新任期付職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成28年3月1日以降に在職する任期付職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「旧任期付職員給与規程」という。）に基づき平成27年4月から平成28年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成28年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給等 新任期付職員給与規程第11条及び第12条若しくは第12条の3又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき俸給等に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された俸給等の額を減じた額

二 職責加算額 新任期付職員給与規程第13条第4項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 超過勤務手当 新任期付職員給与規程第14条又は第24条第1項の規定により算定される平成27年5月から平成28年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成27年5月から平成28年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

四 業績手当 新任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第83号）附則第3条の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給

与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者及び任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第83号）附則第4条の規定により算定した額を支払ったものとみなした額）を減じた額

五 期末手当 新任期付職員給与規程第22条又は第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 平成28年3月1日以降に在職する任期付職員であって、旧任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成27年4月から平成28年2月までの間に給与を減額して支給された任期付職員については、新任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成28年3月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第3号まで及び第5号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成28年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成28年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成28年3月1日に、任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第4号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成28年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成27年12月1日に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成27年12月1日に任期付職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成28年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成27年12月1日に任期付職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成28年3月1日以降も引き続き任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

附 則（28規程第4号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第19号・一部改正）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（28規程第48号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（28規程第80号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「新任期付職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、新任期付職員給与規程第9条第1項、第10条第4項及び第26条の2の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新任期付職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成29年2月1日以降に在職する任期付職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「旧任期付職員給与規程」という。）に基づき平成28年4月から平成29年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成29年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給等 新任期付職員給与規程第11条及び第12条若しくは第12条の3又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき俸給等に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された俸給等の額を減じた額
- 二 職責加算額 新任期付職員給与規程第13条第4項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 超過勤務手当 新任期付職員給与規程第14条の規定により算定される平成28年5月から平成29年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成28年5月から平成29年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 四 業績手当 新任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第83号）附則第3条の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者及び任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第83号）附則第3条の規定により算定した額を支払ったものとみなした額）を減じた額

五 期末手当 新任期付職員給与規程第22条又は第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 平成29年2月1日以降に在職する任期付職員であつて、旧任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成28年4月から平成29年1月までの間に給与を減額して支給された任期付職員については、新任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成29年2月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第3号まで及び第5号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成29年2月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成29年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成29年2月1日に、任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第4号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成29年2月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成28年12月1日に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成28年12月1日に任期付職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成29年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成28年12月1日に任期付職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成29年2月1日以降も引き続き任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

附 則（28規程第88号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（業績手当の基礎額の調整）

第2条 第19条第2項又は第21条第2項に規定する評価者が理事長である任期付職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31日までは当該基礎額に100分の78を乗じて得られた額とする。

2 第19条第3項又は第21条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31

日までは当該基礎額に100分の81を乗じて得られた額とする。

3 第21条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第1項の額に第21条第2項の基礎額に100分の22を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第21条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の19を乗じて得られた額を加えた額とする。

附 則（29規程第24号・一部改正）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員任期付職員給与規程第2条第3項、第6条第5項及び第18条の2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（29規程第31号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「新任期付職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新任期付職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成30年3月1日以降に在職する任期付職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「旧任期付職員給与規程」という。）に基づき平成29年4月から平成30年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成30年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給等 新任期付職員給与規程第11条及び第12条若しくは第12条の3又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき俸給等に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された俸給等の額を減じた額

二 職責加算額 新任期付職員給与規程第13条第4項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 超過勤務手当 新任期付職員給与規程第14条の規定により算定される平成29年5月から平成30年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成29年5月から平成30年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

四 業績手当 新任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第88号）附則第2条の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者及び任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又

は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第88号）附則第2条の規定により算定した額を支払ったものとみなした額を減じた額

五 期末手当 新任期付職員給与規程第22条又は第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 平成30年3月1日以降に在職する任期付職員であって、旧任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成29年4月から平成30年2月までの間に給与を減額して支給された任期付職員については、新任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成30年3月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第3号まで及び第5号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成30年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成30年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成30年3月1日に、任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第4号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成30年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成29年12月1日に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年12月1日に任期付職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成30年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年12月1日に任期付職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの間に任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成30年3月1日以降も引き続き任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

附 則（29規程第37号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(業績手当の基礎額の調整)

第2条 第19条第2項又は第21条第2項に規定する評価者が理事長である任期付職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、当分の間は当該基礎額に100分の74を乗じて得られた額とする。

2 第19条第3項又は第21条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、当分の間は当該基礎額に100分の77を乗じて得られた額とする。

3 第21条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第1項の額に第21条第2項の基礎額に100分の26を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第21条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の23を乗じて得られた額を加えた額とする。

附 則 (30規程第14号・一部改正)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (30規程第31号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「新任期付職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の差額の支給)

第2条 新任期付職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成31年3月1日以降に在職する任期付職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（以下「旧任期付職員給与規程」という。）に基づき平成30年4月から平成31年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された任期付職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成31年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給等 新任期付職員給与規程第11条及び第12条若しくは第12条の3又は第24条第1項から第6項までの規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき俸給等に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された俸給等の額を減じた額

二 職責加算額 新任期付職員給与規程第13条第4項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 超過勤務手当 新任期付職員給与規程第14条の規定により算定される平成30年5月から平成31年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成30年5月から平成31年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

四 業績手当 新任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第37号）附則第2条の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給

与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける任期付職員となった者及び任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧任期付職員給与規程第19条、第21条又は第24条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第37号）附則第2条の規定により算定した額を支払ったものとみなした額）を減じた額

五 期末手当 新任期付職員給与規程第22条又は第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 平成31年3月1日以降に在職する任期付職員であって、旧任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により平成30年4月から平成31年2月までの間に給与を減額して支給された任期付職員については、新任期付職員給与規程第23条、第25条の2、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項又は第31条の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成31年3月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第3号まで及び第5号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成31年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成31年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に任期付職員として在職し、平成31年3月1日に、任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第4号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成31年3月1日以降に在職する任期付職員」とあるのは、「平成30年12月1日に在職した任期付職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成30年12月1日に任期付職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成31年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成30年12月1日に任期付職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成31年3月1日以降も引き続き任期付職員就業規則第10条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

附 則（30規程第35号・一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

任期付職員俸給表

号俸	月 額
特 1	141,200 円
特 2	157,200 円
特 3	173,500 円
特 4	189,600 円
特 5	205,700 円
特 6	222,100 円
特 7	238,100 円
特 8	254,100 円
特 9	269,900 円
特 10	285,800 円
1	301,200 円
2	318,800 円
3	336,300 円
4	352,700 円
5	370,500 円
6	388,000 円
7	404,000 円
8	419,200 円
9	434,400 円
10	449,800 円
11	465,100 円
12	480,800 円
13	496,600 円
14	512,400 円
15	528,100 円
16	549,900 円

17	571,400 円
18	592,900 円
19	610,400 円
20	635,200 円
21	660,200 円
22	684,900 円
23	709,700 円
24	734,700 円
25	759,700 円
26	784,700 円
27	810,000 円
28	835,000 円
29	860,000 円
30	885,000 円
31	910,000 円
32	935,000 円
33	960,000 円
34	985,000 円
35	1,010,000 円
36	1,035,000 円
37	1,059,900 円
38	1,084,700 円
39	1,109,700 円
40	1,134,700 円
41	1,159,700 円
42	1,184,700 円
43	1,209,700 円

別表第 2

任期付職員基本年俸表

号俸	基本年俸額
----	-------

特1	4,318,800円
特2	4,424,400円
特3	4,530,000円
特4	4,635,600円
特5	4,741,200円
特6	4,846,800円
特7	4,952,400円
特8	5,058,000円
特9	5,163,600円
特10	5,269,200円
特11	5,374,800円
特12	5,480,400円
特13	5,586,000円
1	5,691,600円
2	5,797,200円
3	5,902,800円
4	6,008,400円
5	6,114,000円
6	6,219,600円
7	6,325,200円
8	6,430,800円
9	6,536,400円
10	6,642,000円
11	6,747,600円
12	6,853,200円
13	6,958,800円
14	7,064,400円
15	7,170,000円
16	7,275,600円
17	7,381,200円
18	7,486,800円
19	7,592,400円

20	7,698,000円
21	7,803,600円
22	7,909,200円
23	8,014,800円
24	8,120,400円
25	8,226,000円
26	8,331,600円
27	8,437,200円
28	8,542,800円
29	8,648,400円
30	8,754,000円
31	8,859,600円
32	8,965,200円
33	9,070,800円
34	9,176,400円
35	9,282,000円
36	9,387,600円
37	9,493,200円
38	9,598,800円
39	9,704,400円
40	9,810,000円
41	9,915,600円
42	10,021,200円
43	10,126,800円
44	10,232,400円
45	10,338,000円
46	10,443,600円
47	10,549,200円
48	10,654,800円
49	10,760,400円
50	10,866,000円
51	10,971,600円

52	11,077,200円
53	11,182,800円
54	11,288,400円
55	11,394,000円
56	11,499,600円
57	11,605,200円
58	11,710,800円
59	11,816,400円
60	11,922,000円
61	12,027,600円
62	12,133,200円
63	12,238,800円
64	12,344,400円
65	12,450,000円
66	12,555,600円
67	12,661,200円
68	12,766,800円
69	12,872,400円
70	12,978,000円
71	13,083,600円
72	13,189,200円
73	13,294,800円
74	13,400,400円
75	13,506,000円
76	13,611,600円
77	13,717,200円
78	13,822,800円
79	13,928,400円
80	14,034,000円
81	14,139,600円
82	14,245,200円
83	14,350,800円

84	14,456,400円
85	14,562,000円
86	14,667,600円
87	14,773,200円
88	14,878,800円
89	14,984,400円
90	15,090,000円
91	15,195,600円
92	15,301,200円
93	15,406,800円
94	15,512,400円
95	15,618,000円
96	15,723,600円
97	15,829,200円
98	15,934,800円
99	16,040,400円
100	16,146,000円
101	16,251,600円
102	16,357,200円
103	16,462,800円